

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年月9月29日

香川県監査委員 白鳥 一雄
同 武田 宏之
同 鏡原 慎一郎
同 城本 宏

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 令和7年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 収入について （ア）重要物品の売却について、代金を収納する前に、当該重要物品を売却先に引き渡していた。（保健体育課（県立アリーナ管理運営室）） （イ）現金受払簿について、2日分の受入れを一括して登記しているものがあった。（三木高等学校）	ア 収入について （ア）事前に売却代金発生の有無を確認し、今後は、代金収納前に物品を売却先に引き渡すことがないよう適正な事務処理に努める。 （イ）直ちに現金受払簿を訂正した。今後は、現金出納の都度、登記することを徹底する。
	イ 物品・財産について （ア）県有自動車3台について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）で定める6ヶ月法定点検を実施していなかった。（石田高等学校） （イ）令和5年度に同様の指導をしていたにもかかわらず、空調機器整備工事に係る登録ができていないものがあった。（保健体育課（県立アリーナ管理運営室））	イ 物品・財産について （ア）既に1台は車検実施済であったため、車検時期未到来の2台について直ちに点検を実施した。今後は、車検及び法定点検の時期について複数人で確認することを徹底する。 （イ）直ちに登録を行うとともに、公有財産又は備品に関する規程上必要な手続について、関係職員へ周知徹底した。